

○総務省告示第三百五十号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用する。

平成二十五年九月十三日

総務大臣 新藤 義孝

「広島県 広島市 三原市」を「広島県 三原市」に改める。